

多治見市危険空き家除却工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市空家等対策計画（令和2年3月策定）に基づき、市民生活の安心安全な住環境を確保すること目的とし、老朽して倒壊等のおそれのある危険空き家の除却工事を実施する者に対してその経費の一部を補助することについて、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物であつて、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅に準ずるものとして市長が認めたもの又は空家法第2条第2項に規定する特定空家等に該当するもの

イ 床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの

(2) 除却工事 住宅等を解体する工事をいう。

(補助対象危険空き家)

第3条 補助の対象となる危険空き家（以下「補助対象危険空き家」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 多治見市内に存するものであること。

(2) 1年以上居住の用に供されていないもの（長屋又は共同住宅にあつては、全戸について該当するものに限る。）であること。

(3) 個人が所有するものであること（共有者のうち1人でも個人である場合を含む。）。

(4) 抵当権、質権その他の所有権以外の権利が設定されていない、又は所有者以外の権利者が当該危険空き家の除却について同意しているものであること。

(5) 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっていないものであること。

(6) 多治見市建築物等耐震化促進事業補助金又は多治見市空き家再生補助金の交付を受けていないものであること。

(7) 過去に同一敷地内の他の空き家について、この補助金の交付を受けているものがないこと。

(8) 空家法第14条第3項に規定する措置命令を受けていないものであること。

(9) 所有者が故意に破損等をしていないものであること。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象危険空き家の所有者又はその相続人（空き家が共有である場合は、当該空き家の除却について共有者（相続人を含む。）全員の同意を得ている者に限る。）

イ 補助対象危険空き家の存する土地の所有者又はその相続人で、当該危険空き家の除却について当該危険空き家の所有者（相続人を含む。）の同意を得ているもの

(2) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していない者（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を含む。）

2 補助対象者は、補助対象危険空き家1戸（区分所有長屋又は共同住宅の場合は、1棟）につき、1人とする。

3 補助金の交付は、同一会計年度内において、1人につき1回限りとする。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 補助対象危険空き家の除却工事（解体後の運搬及び処分を含む。）

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けている者が行う工事

(3) 補助対象危険空き家並びに当該危険空き家に附属する工作物及び立木等の全部を除却する工事

(4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、適正な分別解体等及び再資源化等を実施する工事

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は40万円のいずれか少ない額とする。

(事前判定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第10条の規定による交付申請の前に、多治見市危険空き家判定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 除却工事に係る誓約書（別記様式第2号）

(2) 付近見取図

(3) 危険空き家の写真（2方向以上。1方向は、空き家の危険箇所が分かる部分を含むものに限る。）

(危険空き家の判定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査等必要な調査を行い、危険空き家に該当するか否かについて判定するものとする。この場合における判定の方法は、別に定める。

2 市長は、前項の規定による判定をした場合は、多治見市危険空き家判定結果通知書（別紙様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 前条第2項の規定により危険空き家に該当する旨の通知を受けた申請者は、補助対象工事に着手する前に、多治見市危険空き家除却工事補助金交付申請書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 危険空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し

- (2) 申請の対象である空き家が危険空き家に該当する旨の記載がある危険空き家判定結果通知書の写し
- (3) 補助対象工事の見積書の写し（除却工事施行者の記名押印のあるもの）
- (4) 所有者以外の権利者が当該危険空き家の除却について同意していることが分かる書類（必要な場合に限る。）
- (5) 所有者との関係が分かる書類（相続人が申請者となる場合に限る。）
- (6) 所有者等が当該危険空き家の除却について同意していることが分かる書類（土地所有者が申請者となる場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、多治見市危険空き家除却工事補助金交付決定通知書（別記様式第5号）又は多治見市危険空き家除却工事補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（工事の着手）

第12条 補助対象工事の着手は、前条第1項の補助金の交付決定後に行わなければならない。

（補助金交付申請の取下げ）

第13条 第11条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定後に補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに多治見市危険空き家除却工事補助金交付申請取下げ申出書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更）

第14条 交付決定者は、当該交付決定後に補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするときは、変更に係る行為に着手する前に、多治見市危険空き家除却工事補助金変更承認申請書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 変更の内容が確認できる書類

(2) 補助金の額の変更にあつては、変更後の除却工事の見積書の写し（工事施工者の記名押印のあるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、多治見市危険空き家除却工事補助金変更決定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

3 第12条の規定は、補助事業の変更について準用する。

（地位の承継）

第15条 交付決定者が死亡した場合において、その承継人が交付決定のあつた内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

2 交付決定者は、破産等のやむを得ない事情により補助事業を実施できない場合は、事業を承継させようとする者が交付決定のあつた内容で補助事業を行う意思があるときに限り、市長の承認を受けて地位を承継させることができる。

（実績報告）

第16条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、補助対象工事の完了日から起算して60日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、多治見市危険空き家除却工事補助金実績報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象工事の工事請負等契約書の写し

(2) 補助対象工事の領収書の写し

(3) 写真（工事中及び完了後の内容が確認できるもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第17条 市長は、前条に規定する報告があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、多治見市危険空き家除却工事補助金交付額確定通知書（別記様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第18条 前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、多治見市危険

空き家除却工事補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出し、交付を受けるものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- （3） 第16条に規定する期日までに実績報告書が提出されなかったとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

3 前2項の規定は、第17条に規定する補助金の額の確定後においても適用する。

（書類の保管）

第20条 交付決定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第21条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表1 8 土木の款2 居住環境整備事業の項3 空き家対策事業の目1 空き家対策事業の節に次のように加える。

3 危険空き家除却 工事補助事業	市の危険空き家 除却工事補助金 交付要綱によ る。	要綱によ る。	要綱によ る。	要綱によ る。	
---------------------	------------------------------------	------------	------------	------------	--

別記

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）多治見市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

多治見市危険空き家判定申請書

多治見市危険空き家除却工事補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり空き家の判定を申請します。なお、同要綱第 9 条で規定する現地調査を行うための空き家への立入りについて承諾するとともに、空き家の敷地への立入りについても土地所有者から同意を得ております。

記

《危険空き家の概要》

所 在 地	多治見市
建 築 時 期	年 月
延 べ 床 面 積	居住の用に供する部分 m^2 (建 物 全 体) (m^2)
空 き 家 期 間	年 (≥ 1 年)
空き家所有者	
《添付書類》	(1) 除却工事に係る誓約書（別記様式第 2 号） (2) 付近見取図 (3) 危険空き家の写真（2 方向以上。1 方向は、空き家の危険箇所が分かる部分を含むものに限る。）

《空き家の危険箇所自己チェック表》 該当する箇所に○を御記載ください。

危険箇所	チェック
基礎に玉石又は基礎がない（柱が直接地面に接している。）	
外壁に穴が開いている、又は外壁材が剥がれている。	
建物が傾いている。	
屋根に穴が開いている、又は屋根材がめくれている。	
その他 ()	

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）多治見市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

除却工事に係る誓約書

私は、多治見市危険空き家除却工事補助金の事前判定申請にあたり、次のことを誓約します。

（補助対象危険空き家の所在地）

多治見市

1．危険空き家とその敷地の所有者が異なる場合又は当該空き家の共有持分者がいる場合は、当該空き家の所有者等又は共有者等から同意を得て、今回の補助金の交付申請及びそれらに伴う金銭の受領等一切についての手続を行うこと。

2．相続登記がされていない場合は、私が代表者となり、法定相続人全員から同意を得て、今回の補助金の交付申請及びそれらに伴う金銭の受領等一切についての手続を行うこと。また、他の相続人から異議があった場合は、私が責任をもって解決すること。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

多治見市長



多治見市危険空き家判定結果通知書

多治見市危険空き家除却工事補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり通知します。

所 在 地	多治見市
判 定 結 果	危険空き家に該当する ・ 危険空き家に該当しない

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

(宛先) 多治見市長

申請者
住所氏名
電話番号

多治見市危険空き家除却工事補助金交付申請書

(第 1 面)

多治見市危険空き家除却工事補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金交付申請に当たり、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料の納付状況を多治見市が確認することに同意します。

記

危険空き家の 所有者氏名	
危険空き家 の所在地	(〒) 多治見市
延べ床面積	居住の用に供する部分 m ² (建物全体) (m ²)
空き家期間	年 (≧ 1年)

(第2面)

除却工事施行者	施工者名： 所在地：(〒 -) 電話番号：() -	
除却工事の予定	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費	円	
補助金の額	円	
添付書類	(1) 危険空き家の登記事項証明書又は所有者が確認できる書類の写し (2) 申請の対象である空き家が危険空き家に該当する旨の記載がある危険空き家判定結果通知書の写し (3) 補助対象工事の見積書の写し（除却工事施行者の記名押印のあるもの） (4) 所有者以外の権利者が当該危険空き家の除却について同意していることが分かる書類（必要な場合に限る。） (5) 所有者との関係が分かる書類（相続人が申請者となる場合に限る。） (6) 所有者等が当該危険空き家の除却について同意していることが分かる書類（土地所有者が申請者となる場合に限る。） (7) その他市長が必要と認める書類	

第 号
年 月 日

様

多治見市長 印

多治見市危険空き家除却工事補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました多治見市危険空き家除却工事補助金については、次のとおり交付することに決定します。

1 補 助 金 の 額 円

2 空き家の所在地 多治見市

3 条 件

第 号
年 月 日

様

多治見市長 印

多治見市危険空き家除却工事補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました多治見市危険空き家除却工事補助金については、次の理由により不交付とします。

1 空き家の所在地 多治見市

2 理 由

様式第 7 号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）多治見市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

多治見市危険空き家除却工事補助金交付申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、多治見市危険空き家除却工事補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金交付申請の取下げを申し出ます。

1 空き家の所在地 多治見市

取下げの理由	
--------	--

様式第 8 号（第14条関係）

年 月 日

（宛先）多治見市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

多治見市危険空き家除却工事補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、次のとおり計画を変更したいので、多治見市危険空き家除却工事補助金交付要綱第14条の規定により、変更承認を申請します。

補助対象経費	変更前	円
	変更後	円
補助金の額	変更前	円
	変更後	円
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
添付書類	(1) 変更の内容が確認できる書類 (2) 補助金の額の変更にあつては、変更後の除却工事の見積書の写し (工事施工者の記名押印のあるもの) (3) その他市長が必要と認める書類	

様式第 9 号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

多治見市長



多治見市危険空き家除却工事補助金変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知しました補助事業に対する補助金の交付決定については、次のとおり変更します。

- 1 変更決定の額 金 円
- 2 空き家の所在地 多治見市
- 3 計画変更の内容
- 4 条 件

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）多治見市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

多治見市危険空き家除却工事補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業を完了したので、多治見市危険空き家除却工事補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり報告します。

危険空き家の所在地	多治見市		
除却工事施行者	施工者名：		
	所在：（〒 ー ）		
	電話番号：（ ） ー		
工事期間	着手日	年 月 日	
	完了日	年 月 日	
補助対象経費	円		
備考 (軽微な変更等)			
添付書類	(1) 補助対象工事の工事請負等契約書の写し (2) 補助対象工事の領収書の写し (3) 写真（工事中及び完了後の内容が確認できるもの） (4) その他市長が必要と認める書類		

様式第11号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

多治見市長 印

多治見市危険空き家除却工事補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました多治見市危険空き家除却工事補助金については、次のとおり交付額を確定します。

- 1 補助金の確定交付額 金 円
- 2 空き家の所在地 多治見市

第12号様式（第18条関係）

年 月 日

（宛先）多治見市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

多治見市危険空き家除却工事補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった多治見市危険
空き家除却工事補助金について、多治見市危険空き家除却工事補助金交付要綱第18条の規定
により、次のとおり請求します。

請 求 金 額	
---------	--

補助金振込先			
金 融 機 関 名	銀 行 信 用 金 庫 本店 農業協同組合 支店		
預 金 種 目	☐ 普通 ・ ☐ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			